

(様式 4-2)

1. 林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業種
56016	令和元年 7 月 10 日 (令和 3 年 6 月 14 日)	(株)小阿仁伐倒 隊	工藤茂丸	北秋田郡上小阿仁 村大林字梨の木岱 50-1-3	0186-77-266 2	有

2. 雇用の状況

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数(うち常用)	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
4 人 (4)	1 人 (1)	有	有	人 7	% 6	人 4	人 3	人 3	人 5

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注 1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 30 条第 1 項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注 2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第 31 条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施 業 プランナー	森林作 業道作 設オペ レーター	技術士	技能士	林業 技士	フォレスター (森林総 合監理 士)	ニューグ リ ン ン マイスター	秋田県 林業技 術管理 士
人 1	人	人	人	人	人	人	人 1	人	人	人

注 1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注 2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者

のこと。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

3 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	フェローバン チャ	スキッパ	タローヤーダ	バケット付 グラップル	林内作業車	その他
台 2	台 1	台	台 1	台	台	台	台	台	台	台 10

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

4 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください

事業区分		指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする 事業年度の 見込	目標 とする 項目
				直近の 前々年	直近の 前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営		4.82	12.35	10.0	✓
			請負	33.44	3.28	2.3		
			合計	33.44	8.10	14.65	10.0	✓
		材積 (m3)	直営		4,098	4,985	6,900	✓
			請負	4,186	2,790	1,583		
			合計	4,186	6,888	6,568	6,900	✓
	間伐	生産性 (m3/人 日)	直営	7.8	6.2	6.9	7.3	✓
		面積 (ha)	直営					
			請負	31.13	16.89		15.0	✓
			合計	31.13	16.89		15.0	✓
		材積 (m3)	直営					
			請負	2,259	1,087		1,000	✓
			合計	2,259	1,087		1,000	✓
		生産性 (m ³ /人 日)	直営	4.9	4.9		5.0	✓

造林・ 保育	植 付	面積 (ha)	直営				3.0	
			請負					
			合計				3.0	
	下 刈 り	面積 (ha)	直営				10.0	
			請負					
			合計				10.0	
	そ の 他	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					

事業期間

直近の事業年度： 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

目標とする事業年度： 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

以下の5～11の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

5 生産管理又は流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある (年後)
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☒	☐	☐ (年後)
作業システムの改善	☒	☐	☐ (年後)
□			
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	☒	☐	☐ (年後)
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	☒	☐	☐ (年後)
森林所有者や工務店等との連携	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

(1) 及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(1) 作業日誌から人員及び機械稼働状況と生産量を照合し、不具合な点を見だし、進捗、工程管理の見直しや作業システムの改善に努めている
(2) 取引先名：東北木材(株)、秋田県原木市場(株)、昭和木材、(株)フォレスト秋田ほか
取りまとめ機関名：秋田県素材生産協同組合（秋田プライウッド等行き）
また、少量ではあるが、森林所有者や近隣の当社取引工務店との連携も図っている

6 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☐	☒	☐ (年後)
コンテナ苗の使用	☐	☒	☐ (年後)
低密度植栽	☐	☒	☐ (年後)
下刈りの省略	☐	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

伐採は当社で行い、造林・育林については、近隣の業者と協定等を締結して行う。
コンテナ苗の導入、低密度植栽（1,500本/ha）、下刈りの省略化については、現場条件もあるが1年以内に取り組む予定である

7 主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	☐	☒	☐ (年後)
	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
主伐後の適切な更新	☐	☒	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

主伐は当社で行い、再造林に関しては自社若しくは近隣の業者へ請け負いにより実施
現在主に森林所有者が天然更新を希望し実施しているが、今後は森林所有者へ再造林の働きかけをしていきたい。（補助金等の活用）

8 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	☒	☐	☐	☐
造林・保育の事業実績	☐	☐	☒	☐

9 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等 している	1年以内 に策定等 する予定	策定等 する意向 がある
独自の行動規範等の策定	☐	☐	☒ (2年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

現在は秋田県素材生産流通協同組合の行動規範に従っているが、2年以内には当社の行動規範の策定を検討。

10 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ (年後)
現場作業職員への月給制の導入	☐	☒	☐ (年後)
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☒	☐	☐ (年後)
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ (年後)
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☒	☐	☐ (年後)
リスクアセスメント	☐	☒	☐ (年後)
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ (年後)
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ (年後)
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

(1) 及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- ・現場作業員の月給制は、社内の役員会で労働条件の見直しを提案し、1年以内に実施できるよう働きかける
- ・朝礼時に、安全ミーティング（危険予知活動）を開催し、月一回の安全懇談会を実施
- ・リスクアセスメントは、今年の安全診断受診時に内容を把握したので1年以内に実施予定
- ・作業現場等の安全巡回は、1日1回15時に安全巡視員が実施
- ・平成31年1月8日安全診断受診（日本労働安全衛生コンサルタント会 鎌田浩一氏）
- ・平成31年3月25日付け修了証取得（全日本素材生産協同組合連合会）

1.1 コンプライアンスの確保

業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である

はい いいえ
☐ ☒

業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である

☐ ☒

国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である

☐ ☒

6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である

☐ ☒

その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である

☐ ☒

（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等

1.2 常勤役員の設置（※ 法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名	住所	生年月日
会長	スズキヨネオ 鈴木 米雄		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

--

1 3 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：上小阿仁村、北秋田市、五城目町

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

1 4 その他知事が定める情報

- ・H27年東北森林管理局から日本森林林業振興会秋田支部へ森林ボランティアの派遣要請で各所属関係者に参加要請があり参加（山火事防止パトロール）
- ・民有林森林整備関係委託事業の実績あり
- ・指名停止処分等なし